

建設委員会

説明資料

<海老川上流地区のまちづくりについて>

令和4年3月11日（金）

建設局都市計画部
都市政策課

令和4年3月4日

船橋市議会議員 各位

都市計画部長

海老川上流地区のまちづくりについて 土地区画整理組合設立認可【報告】

令和4年2月末を目途としていた船橋市海老川上流地区土地区画整理組合の設立認可について、令和4年3月4日付けで行いましたのでご報告します。これに先立ち、同日付けで次のとおり千葉県及び船橋市において都市計画決定しております。

(千葉県決定)

- ・ 船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- ・ 船橋都市計画区域区分の変更

(船橋市決定)

- ・ 船橋都市計画用途地域の変更
- ・ 船橋都市計画海老川上流地区土地区画整理事業の決定
- ・ 船橋都市計画下水道（船橋市第9号公共下水道）の変更

なお、このことについては、3月4日に議長に報告しています。

担 当
都市計画部 都市政策課 杉原
047-436-2521

千葉県報

定例
令和4年3月4日

主要目次

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定（二件）
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退
- 生活保護法等に基づく指定施術者の指定
- 生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の名称及び所在地の変更
- 生活保護法等に基づく指定施術者の施術所の廃止
- 林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅
- 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 都市計画区域区分の変更
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
- 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧
- 都市計画区域区分の關係図書の縦覧
- 都市計画用途地域の關係図書の縦覧
- 土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所
- 都市計画土地区画整理事業の關係図書の縦覧
- 一般競争入札（保留地の処分）の実施
- 都市計画下水道の關係図書の縦覧
- 特定調達公告
- 落札者等の公告

告示

千葉県告示第九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

名	称	所在地	指定年月日
メンタルヘルス診療所	しつぽふあーれ	市川市菅野五の一の一六	令和三年十一月一日
桜こどもクリニック市川		市川市市川二の一の四	"
サンモール皮ふ科		旭市イの二、六七六の一	"
医療法人社団宏心会	ま	習志野市大久保二の二の一	"
えだこどもクリニック		鎌ヶ谷市初富本町一の三の八	"
はもれびクリニック		浦安市猫実二の三一の一〇	"
山本医院		市川市鬼高三の二七の一	"
下総中山アール歯科		佐倉市染井野四の七の一	"
スター歯科		流山市東深井八七一の一八	"
医療法人社団翔優会		五	"
マーブルファミリィー歯科		我孫子市緑二の一の一五〇	"
クリニック		勝浦市出水一、二二四の一	"
みどり歯科		我孫子市つくし野一四〇の一六	"
スマイレ薬局勝浦店		四街道市四街道一の四の一	"
ホワイト薬局		九	"
薬局だいきち		長生郡長柄町国府里五三九	"
薬局スマイレ長柄店		松戸市秋山六八の一七	令和三年十一月八日
秋山薬局		館山市北条一、五四八	令和三年十二月一日
医療法人社団清川医院		市原市松ヶ島二の一の一四	"
KKクリニック市原		流山市江戸川台東二の三一	"
流山北クリニック		八	"
ひなたホームクリニック		大網白里市みやこ野一の一の三	"
薬局タカサオアシス松飛		松戸市紙敷一の一の一三	"
調剤薬局ツルハドラッグ		茂原市綱島八八五の一	"
早野店			"

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社SU E H I R O G A R I	茨城県神栖市太田三、四二三の一	訪問看護ステーションSUN	香取郡東庄町石出一、五九九	〃
ワイズ株式会社	館山市洲宮一、〇八三	訪問看護ステーション正観	館山市下真倉三六八の二	令和三年十二月一日
株式会社フ ローレンス看護企画	松戸市八ヶ崎四の六の二八	八ヶ崎訪問看護ステーション	松戸市八ヶ崎四の六の二九	〃
株式会社ご長寿メデイ	東京都台東区東上野三の二一の三	ご長寿メデイ訪問看護ステーション	松戸市樋野口九三五	〃
株式会社OA 総研	東京都新宿区西新宿一の二二の二	O H I S A M A ナースステーション松ヶ丘	流山市松ヶ丘四の四九五の四	〃

千葉県告示第九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関は指定医療機関の指定を辞退した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

名	称	所在地	辞退の効力発生年月日
花井齒科クリニック	野田市花井八の二三	野田市花井八の二三	令和三年十月十八日
愛宕駅前こころのクリニック	野田市野田七七八の三	野田市野田七七八の三	令和三年十月三十一日

千葉県告示第九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設		術所		指定年月日
	名	称	所在地	所在地	
上杉健二	ワイズ・ユーメ	デイカルマツサー	神奈川県川崎市多摩区西生田二の二の二	神奈川県川崎市多摩区西生田二の二の二	令和三年十二月一日
松末誠司	あしすと鍼灸マツ	サージ院	東京都江戸川区下篠崎町九の二	東京都江戸川区下篠崎町九の二	〃
川腰大介	からだ元気治療院	サージ院	八千代市八千代台北一の九の一三	八千代市八千代台北一の九の一三	〃

千葉県告示第九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定施術者の施術所の

名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。
令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
清水雅也	在宅訪問 マッサージ あいの手松 戸店	プレス訪問 マッサージ 流山	松戸市西馬 橋二の三二 の二四 の一	令和三年九月 一日
大隅竹臣	レイス治療 院船橋	フレアス在 宅マッサージ 船橋施術 所	船橋市前原 西八の二七 の三一 七の八	令和三年十月 一日
五木田真実	あん摩・ マッサージ ジ・指圧お りーぶ治療 院	あん摩・ マッサージ ジ・指圧お りーぶ治療 院 フレアス在 宅マッサージ ジ佐倉	印旛郡酒々 井町酒々井 一六二の二 二六三の一 六四 佐倉市宮前 三の一七の 二	〃
渡邊真吾	株式会社ア ミニティ サービス鍼 灸マッサージ ジ市川営業 所	プレス訪問 マッサージ 流山	市川市八幡 三の二九の 二〇 流山市南流 山一の一四 の一	令和三年十月 二十五日
窪田あゆみ	在宅訪問 マッサージ あいのて市 川店	訪問リハ マッサージ あいハート	市川市大和 田一の四の 一 市川市東大 和田一の六 の九	令和三年十一 月一日
丸山内忠雄	在宅訪問 マッサージ あいのて市	訪問リハ マッサージ あいハート	市川市大和 田一の四の 一 市川市東大 和田一の六 の九	〃

甘利祐子	川店 リスブラン 鍼灸院	流山市江戸 川台東一の 一八二	流山市江戸 川台東一の 一八二	令和三年十一 月十一日
	所 フレアス在 宅マッサージ 流山施術	流山市江戸 川台西二の 二四七		

千葉県告示第九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨届出があった。
令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	名称		所在地	廃止年月日
	名称	名称		
深井翔太	訪問 マッサージ 大吉	佐倉市栄町九の一	令和三年十月五日	
村田靖浩	コスモス福祉指 庄院	大網白里市駒込四三八の九	令和三年十月六日	

林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百号

林業関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

林業関係事業補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「林業関係事業補助金概算申請書」を「補助金概算申請書」に改める。

別表林道事業の項林道の開設の目中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改める。

別記第一号様式から第三号様式までの規定中「㊸」を削る。

別記第三号様式の二中「第五号様式の二」の次に「(第六号第一項第四号)」を加え、「㊸」を削り、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

別記第三号様式の三中「第三号様式の三」の次に「(第二号第一項第五号)」を加え、「㊸」を削る。

別記第三号様式の四中「第三号様式の四」の次に「(第二号第一項第六号)」を加え、「㊸」を削る。

別記第四号様式中「事業変更(中止廃止)承認申請書」を「事業変更(中止又は廃止)承認申請書」に改め、「㊸」を削り、「または」を「又は」に改める。

別記第五号様式中「第五号様式の次に」(第六号第一項)「を加え、「㊸」を削る。

別記第五号様式の二中「第五号様式の二」の次に「(第六号第一項)」を加え、「㊸」を削り、「および」を「及び」に改める。

別記第五号様式の三中「第五号様式の三」の次に「(第六号第一項)」を加え、「㊸」を削る。

別記第五号様式の四中「第五号様式の四」の次に「(第六号第一項)」を加え、「㊸」を削る。

別記第七号様式及び第八号様式中「㊸」を削る。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公示の日から施行する。

千葉県告示第百一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区については平成三十年三月二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和四年三月一日付けで消滅した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

御宿町加入区

千葉県告示第百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画区域区分を次のとおり変更した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類及び名称

船橋都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

船橋市東町、米ヶ崎町、高根町、夏見五丁目、夏見七丁目及び飯山満町一丁目の各一部の区域

千葉県告示第百四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、習志野市J・R津田沼駅南口土地区画整理組合(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称

習志野市J・R津田沼駅南口土地区画整理組合

二 事務所の所在地

習志野市谷津七丁目二番五四号

三 設立認可の年月日

平成十九年七月二十七日

四 変更の内容

事業施行期間

変更前 平成十九年七月二十七日から令和四年三月三十一日まで

変更後 平成十九年七月二十七日から令和五年三月三十一日まで

変更認可の年月日

令和四年三月四日

公

告

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和四年千葉県告示第百二号(都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)に係る船橋都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画区域区分の關係図書の縦覧

令和四年千葉県告示第百三十三号(都市計画区域区分の変更)に係る船橋都市計画区域区分の關係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画用途地域の關係図書の縦覧

令和四年三月四日船橋市の變更に係る船橋都市計画用途地域の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

土地区画整理組合の退任した理事の氏名及び住所

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合から次のとおり退任した理事の氏名及び住所の届出があった。
 令和四年三月四日

三代川 利男 習志野市谷津二丁目二〇番三〇号 千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画土地区画整理事業の關係図書の縦覧

令和四年三月四日船橋市の決定に係る船橋都市計画土地区画整理事業海老川上流地区土地区画整理事業の關係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。

令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一般競争入札(保留地の処分)の実施
 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
 令和四年三月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	流山市(流山市都市計画事業木地区内四九街区一画地)	九五九・一二 m ²	一三九、〇七二、〇〇〇 円
2	流山市(流山市都市計画事業木地区内五二街区八画地及び五六街区三画地)	一、三五六・八四 m ²	二〇五、三二二、〇〇〇 円
3	流山市(流山市都市計画事業木地区内六〇街区三画地及び六画地)	一、七二八・八四 m ²	二四六、一八六、〇〇〇 円
4	流山市(流山市都市計画事業木地区内六〇街区一八画地及び六一街区一二画地)	九〇七・三八 m ²	一四三、三八九、〇〇〇 円
5	流山市(流山市都市計画事業木地区内七二街区九画地及び一四画地)	四九七・一五 m ²	八四、八六二、〇〇〇 円

- 一 処分する保留地
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二十条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又

は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

4 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先
流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一一八)六三六〇

四 入札及び開札の期間及び場所等
1 入札の期間 令和四年五月十二日(木曜日)及び十三日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。

2 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所

3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

4 入札参加上の注意
(一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件 番号	日 時	場 所
1	令和四年五月十六日(月曜日) 午前九時三十分	千葉県流山区画整理事務所三階
2	令和四年五月十六日(月曜日) 午前十時十分	入札室
3	令和四年五月十六日(月曜日) 午前十時五十分	
4	令和四年五月十六日(月曜日) 午前十一時三十分	
5	令和四年五月十六日(月曜日) 午後一時二十分	

五 入札保証金
納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効
規則第十一各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法
1 申込期間 令和四年三月二十八日(月曜日)及び二十九日(火曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県流山区画整理事務所
購読料 本号 一部 一八円

3 申込方法 事前に三の間合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他
1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

都市計画下水道の関係図書の縦覧
令和四年三月四日船橋市の変更に係る船橋都市計画下水道船橋市第九号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

令和四年三月四日
千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。】
落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。
令和4年3月4日
千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

⑩成田空港における都市ボランテニアの運営業務委託 ⑪千葉県環境生活部県民生活・文化課 千葉市中央区市場町1番1号 ⑫令和3年4月1日 ⑬一般財団法人成田国際空港振興協会 成田市古込1番地1 ⑭50,094,000円 ⑮随意契約 ⑯地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

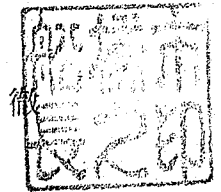
発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(一一三三)二六五八

船橋都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、船橋都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 4 日

船橋市長 松 戸



記

1. 都市計画の種類
船橋都市計画用途地域
2. 都市計画を定める土地の区域
船橋市東町、米ヶ崎町、高根町、夏見 5 丁目、夏見 7 丁目及び
飯山満町 1 丁目の各一部の区域
3. 縦覧場所
船橋市建設局都市計画部都市計画課

船橋都市計画海老川上流地区土地区画整理事業の決定について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、船橋都市計画海老川上流地区土地区画整理事業を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 4 日

船橋市長 松 戸



記

1. 都市計画の種類

船橋都市計画海老川上流地区土地区画整理事業

2. 都市計画を定める土地の区域（土地区画整理事業）

東町、米ヶ崎町、高根町、夏見五丁目、夏見七丁目、飯山満町一丁目の各一部

3. 縦覧場所

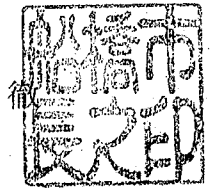
船橋市建設局都市計画部都市政策課

船橋都市計画下水道の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、船橋都市計画下水道を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年3月4日

船橋市長 松 戸



記

1. 都市計画の種類及び名称
船橋都市計画下水道（船橋市第9号公共下水道）
2. 都市計画を定める土地の区域
船橋市東町、米ヶ崎町、高根町、夏見5丁目、夏見7丁目及び
飯山満町1丁目の各一部の区域
3. 縦覧場所
船橋市建設局下水道部下水道河川計画課

土地区画整理組合の設立認可について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項の規定により、船橋市海老川上流地区土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和 4 年 3 月 4 日

船橋市長 松 戸 徹



記

1. 組合の名称
船橋市海老川上流地区土地区画整理組合
2. 事業施行期間
令和 4 年 3 月 4 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
3. 施行地区
船橋市高根町、東町、米ヶ崎町、飯山満町一丁目、夏見五丁目、同七丁目の各一部
4. 事務所の所在地
船橋市市場二丁目 9 番 2 号
5. 設立認可の年月日
令和 4 年 3 月 4 日
6. 事業年度
毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
7. 公告の方法
組合の事務所の掲示場及び船橋市役所の掲示場に掲示